

議案第 108 号

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正に
ついて

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、大口町わかしゃち国体記念運動公園に夜間照明施設を新
設すること等に伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部を改正
する条例

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例（平成6年大口町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「別表第4」を「別表第5まで」に改める。

第14条第1項の表わかしゃち国体記念運動公園の項中「19時」を「21時30分」に改める。

別表第4中「2,150円」を「1,920円」に、「310円」を「400円」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第5（第13条関係）

大口町わかしゃち国体記念運動公園夜間照明施設利用料金

単位	基準額
1時間	1,710円

備考

- 1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の基準額は、表に定める額の2倍とする。
- 2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の基準額は、表に定める額の2倍とする。
- 3 夜間照明施設の利用時間は、午後4時30分から午後9時30分までとする。
- 4 夜間照明施設の利用時間が、天候により1時間に満たない場合の当該施設の利用時間は1時間とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けた者について適用し、同日前に利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。この場合において、同日以後

の利用について同日前に利用の許可がなされた場合における利用料金については、同日前においても、改正後の別表第4の規定による額（多目的運動場に限る。）とする。

大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
(利用料金)			(利用料金)		
第 1 3 条 利用料金は、別表第 2 から別表第 5 までに定める区分により、その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。			第 1 3 条 利用料金は、別表第 2 から別表第 4 に定める区分により、その範囲内において指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。		
2 ～ 4 略			2 ～ 4 略		
(利用時間及び休場日)			(利用時間及び休場日)		
第 1 4 条 施設の利用時間及び休場日は、次の表に定めるところによる。			第 1 4 条 施設の利用時間及び休場日は、次の表に定めるところによる。		
施設名	利用時間	休場日	施設名	利用時間	休場日
略	略	略	略	略	略
わかしゃち国体記念運動公園	7 時から 2 1 時 3 0 分まで		わかしゃち国体記念運動公園	7 時から 1 9 時まで	
略	略		略	略	
略	略		略	略	
2 略			2 略		
別表第 4 (第 1 3 条関係)			別表第 4 (第 1 3 条関係)		
大口町総合運動場夜間照明施設利用料金			大口町総合運動場夜間照明施設利用料金		
施設名	単位	基準額	施設名	単位	基準額
多目的運動場	1 時間	1, 9 2 0 円	多目的運動場	1 時間	2, 1 5 0 円
テニスコート	1 時間 (1 面)	4 0 0 円	テニスコート	1 時間 (1 面)	3 1 0 円
備考 略			備考 略		
別表第 5 (第 1 3 条関係)					
大口町わかしゃち国体記念運動公園夜間照明施設利用料金					
単位		基準額			
1 時間		1, 7 1 0 円			
備考					
1 大口町に在住又は在勤する者以外のものが利用する場合の基準額は、表に定める額の 2 倍とする。					
2 活動拠点が大口町内にない団体が利用する場合の基準額は、表に定める額の 2 倍と					

新	旧
<u>する。</u> <u>3 夜間照明施設の利用時間は、午後 4 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分までとする。</u> <u>4 夜間照明施設の利用時間が、天候により 1 時間に満たない場合の当該施設の利用時間は 1 時間とする。</u>	

改 正 要 旨

1 改正の目的

大口町わかしゃち国体記念運動公園に夜間照明施設を新設することに伴い、利用時間及び利用料金を定める必要性が生じたことから、該当部分について改正するものです。併せて、総合運動場の夜間照明施設について、水銀灯からLEDへ変更した際の使用電力負担、設置工事費等の負担を検証した結果に基づき、利用料金の見直しを行います。

2 改正の概要

大口町わかしゃち国体記念運動公園夜間照明施設の新設に伴い、施設の利用時間を従来の「7時から19時まで」から「7時から21時30分まで」に変更します。また、夜間照明施設の利用料金を新たに1時間当たり1,710円として定めます。

総合運動場夜間照明施設について、多目的運動場の1時間当たりの利用金額を「2,150円」から「1,920円」に、テニスコート1面の1時間当たりの利用金額を「310円」から「400円」に改めます。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。なお、利用料金の適用について、施行日前に利用の許可を受けた方には従前の利用料金を適用します。ただし、多目的運動場においては、施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた方には改正後の利用料金を適用するものとします。